



島田市監査委員告示第5号

平成24年8月27日付をもって請求のあった住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年10月24日

島田市監査委員 伊藤 孝

島田市監査委員 平松 吉祝

請求人 様

島田市監査委員 伊藤 孝
島田市監査委員 平松 吉祝

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

平成24年8月27日付で提出された地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「監査請求」という。)については、法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

(省略 なお、本請求は8人の連名により行われた。)

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成24年8月27日である。

3 請求の内容

請求人から提出された請求の内容は、次のとおりである。

下記の通り地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求します。

1. 請求の要旨

島田市役所税務課は平成24年3月15日、総額2億9千万円余の地方税滞納分を不納欠損処分とすべく起案し、3月16日にこれを決裁した。(別紙事実証明書1.平成23年度欠損処分調書。2.平成23年度市税の欠損処分についての起案書①,②)

この2億9千万円のうち約2億円以上は島田市甲、Aの地権者の固定資産税の滞納分と思われる。これはAの地権者の滞納分を前年の8月31日に島田市が債権放棄したものであり、それを年度末に不納欠損処分したものである。しかし、当該債権は地方税法の定める滞納処分停止の要件に当てはまらず、結果、税の公平性を著しく侵害し、市の徴税権を不当に消滅せしめ、収入すべき財源を消失させ、島田市に損失をもたらしたものである。よって、監査委員は債権放棄と本件処分につき厳正な調査を行い、責任を有する者に、市に対し損失を補填させる等、しかるべき是正をすることを求める。

2. 事実を知り得た経緯

平成24年3月14日、島田市本通り2丁目「歩歩路」2階で開かれた桜井勝郎島田市長講演会の講話中、桜井市長の口より「A地権者の抵当権を解除してBに恩を売って、適正な路線価格で買えばいいやということで話がついて、その交渉をBがいろいろやって最後に値段交渉にはいつている。」というような発言があり、その後の調査の結果、平成23年8月31日に島田市がA地権者の債権を放棄をしていたことが判明した。

3. 違法若しくは不当な財務会計上の行為

地方税法第15条の7に滞納処分の停止の要件として第1項に「1. 滞納処分をする財産がないとき。2. 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。」と規定され、本件はいずれにも該当しない。また同15条7第5項に、「上記の規定にかかわらず、地方団体の長が、徴収金を徴収できないことが明らかであるときは、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。」とされているが、当件該当地は中心市街地に位置し、売却等で徴収可能であり、該当しない。そもそも、滞納に対する処分は税の公平性を担保する当然の処置であり、これを停止したことは課税権の放棄であり、市の財源を不当に消滅させたものである。したがって、本件の不納欠損処分は地方税法違反であり、違法無効である。

4. 怠る事実

島田市においては「島田市税の滞納に対する特別措置に関する条例」を制定している。この条例に従って滞納者に対して「第2条 督促及び滞納処分」、「第3条 滞納者に対する措置」を実施していないことは条例を無視する不法行為である。

添付書類（事実を証する書面）

事実証明書1 平成23年度欠損処分調書

事実証明書2① 起案文書の写し「平成23年度市税の欠損処分について」

平成24年3月16日決裁

事実証明書2② 起案文書の写し「平成23年度市税の欠損処分について（再決裁）」平成24年3月30日決裁

第2 請求の要件審査

1 請求の要旨

本件は平成23年度に行われた市税の不納欠損処分のうち、約2億円以上がA地権者に係る固定資産税滞納分であるとし、それらは滞納処分執行停止要件に該当しないにも係らず債権を放棄し不納欠損したことは徴税権の不当な消滅であり、それにより市に損害をもたらしたとした住民監査請求である。

2 本件監査請求における請求対象の特定について

(1) 本件監査請求について

住民監査請求は、請求の対象とする財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実を他の事項から区別し特定認識できるように、個別的、具体的に摘示しなければならない。

本件監査請求において、監査請求書中の固定資産税不納欠損処分に関する記述が、「約2億円以上がAの地権者の固定資産税の滞納分と思われる」とされているため、請求対象とする事実が具体的に特定されていない。また、監査請求の対象とする事実を生じさせた職員等について、「責任を有する者」との記述にとどまり指定されていない。また、監査請求により求める必要な措置について、「市に対し損失を補填させる等、しかるべき是正を求める」としているが、損害額が明記されていないため、具体性を欠いている。

(2) 監査請求の対象の特定の有無の基準

請求の対象とする財務会計上の行為の特定の程度については最高裁判所平成2年6月5日判決において、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、これらを他の事項から区別して特定認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要し、また、財務会計上の行為等が複数である場合にも、これらの性質、目的等に照らし一体とみて、その違法性又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、他と区別して特定認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要すると解されるが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、監査請求の対象が特定の財務会計上の行為又は怠る事実であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足り、上記の程度を超えてまで個別的、具体的に摘示することを要するものではないとされている。

(3) 監査請求要件の適否について

以上を前提に審査を行い、監査請求対象の特定の程度について、次のように適否を判断した。

ア 固定資産税不納欠損処分に関する記述について

監査請求書の文面からは請求対象事実が具体的に特定できていない。ただし、「約2億円以上が」という記述に関しては、監査請求書に添付された事実証明書2①と②である平成24年3月15日及び平成24年3月30日の市税の不納欠損処分に関する税務課起案文書から、平成23年度の市税において295,004,775円の不納欠損処分をした事実が明らかであり、そのうち固定資産税において267,604,740円（滞納繰越分250,998,986円、現年度分16,605,754円）の不納欠損処分を行った案件（以下「当該案件」とする。）が1件あることを確認できるため、請求対象事実が他の事項と区別して特

定認識できる程度に個別的、具体的に摘示されていると認められる。

しかしながら、この267,604,740円の不納欠損処分がAの地権者のものか特定されていない。この点に関して適否を判断すれば、本監査請求は却下に該当するものであるが、課税対象者を特定させる証拠書類については請求人が本市に開示請求を行ったとしても地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）の守秘義務に該当するため開示されることがないことは明白である。

よって、A地権者のものと摘示することは実質不可能である状況を考慮し、「Aの地権者の」という記述に関しては特定認識させる程度の摘示がないものの、「2億円以上の固定資産税の滞納分」に関しては特定認識できる要件を満たしており、その点については請求対象として認めると判断することとした。

イ 職員等の指定について

監査請求書の文面からは職員等の指定がされていないが、事実証明書2①②から決裁者は総務部長であることが判明する。これは島田市専決規程（平成17年5月5日訓令甲第5号）により、市税の不納欠損処分に関する決裁権者を総務部長と定めていることによるものだが、専決規程とは市長の権限に属する事務に対し処理効率向上に期するための事務処理上の定めである。よって市税の不納欠損処分に関する権限は総務部長に委譲されておらず、それら権限は市長にあることから、責任を有する者は市長と特定することができる。

ウ 監査請求により求める必要な措置について

監査請求書の文面からは損害額が明記されていないため、具体性を欠いている。しかしながら、267,604,740円の固定資産税滞納分の不納欠損処分を行ったことが不当であるとした監査請求であることから、その徴収不能となった税額が損害額と特定される。

以上のことから、本監査請求は法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成24年8月29日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成24年9月18日に請求人からの陳述を聴取した。当該請求人は、本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨は次のとおりである。

(1) 市税の徴収を怠る事実について

ア 市税の平成23年度不納欠損処分総額2億9千万円余は例年と比較し多額であり、市税を納入する義務を消滅させたことは市民感情に適合しないものである。

イ 市民病院を中心市街地に移転しようとする市の計画が頓挫した場合は、当該案件に係る固定資産税の不納欠損処分は、市民に対して損害を与えるような行為となる。

ウ 当該案件に係る固定資産税の不納欠損処分は、税法に基づくもの以外の意図を持って行われたのではないかと思われる。

エ 当該案件に係る固定資産税の不納欠損処分は、民間の不動産売買と密接な関係を持って行われていることがうかがえ、行政の手法の不透明さを痛感する。

オ 滞納整理機構に依頼するなど、行政の責任としてあらゆる手段を講じて滞納している固定資産税を回収すべきである。

2 新たな証拠の提出

請求人陳述日に、請求人代表者から事実証明書として、次の書面の提出を受けた。

(1) 事実証明書 2③ 起案文書の写し「不動産差押解除について（伺い）」

平成23年8月22日決裁

(2) 事実証明書 3 「2012. 3月第三地区の島田市長講演会『島田市のこれから』」（講演会において市長が発言した録音内容を請求人が記録した書面の一部）

3 関係職員の事情聴取及び関係書類の提出

関係職員（総務部長、税務課長、管理収納係長、担当職員）に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成24年9月18日に事情聴取を実施した。関係職員が行った説明の要旨は次のとおりである。

(1) 当該案件の事実の把握

事実証明書 2①及び②「市税の欠損処分について」に記載されている欠損処分総額295,004,775円のうち、長年の懸案事項であったCの固定資産税・都市計画税は、267,604,740円（滞納繰越分250,998,986円、現年度分16,605,754円）であり、不納欠損の理由は、地方税法第15条の7第5項で間違いない。

(2) 滞納整理の実施方針、方法等について

ア 滞納整理の実施方針は、税負担の公平性を基本に行なっているため、滞納額の多寡にかかわらず、滞納整理を実施している。

イ 滞納整理の方法については、納期までに市税が納入されない場合、期別ごと督促状を送付している。

ウ それでも納付されない場合は、催告書を送付する。催告書の送付は、年3回（7月、12月、3月）実施している。

エ その後、納税相談を受ける。休日納税相談は、催告書を送付した翌週の日曜日に（年3回）実施している。

オ 催告書を送付後も、納入されない、納税相談で完納が見込めない人には、

財産調査を実施する。財産調査で財産を見つけた場合、差押えするという予告書を送付している。

カ その後、納税相談を受け、納税指導している。

キ それでも、納入等されない人には、差押えを実施し、差押えた財産を換価し、税に充当するという方法を実施している。

(3) 当該案件の不納欠損処分に至るまでの経過について

ア 督促状及び催告書の送付の状況

(ア) 当該案件も含め督促状及び催告書は全ての市税滞納者に対し、一斉に送付している。

(イ) 督促状（固定資産税）は年間4回、催告書は年間3回送付している。

イ 不動産の参加差押えの状況

(ア) 平成11年1月及び平成18年1月に差押えを実施している。

ウ 競売事件の状況

(ア) 平成15年、平成18年及び平成20年に起きている。

(イ) 平成15年の競売事件は、平成16年に落札されているが、本市より優先する債権があったため、本市への配当はなかった。

(ウ) 平成18年及び平成20年の競売事件は、落札されず取下げとなっている。

エ 静岡地方税滞納整理機構への移管状況

(ア) 平成20年6月から平成22年5月まで固定資産税の徴税権を移管した。

(イ) 当該滞納整理機構が行った調査等は、主に預金調査、保険の契約状況の調査、不動産の状況の調査、当該案件滞納者との納税に係る折衝である。

(ウ) 平成21年度に本市と合同で建物内を搜索したが、財産を発見することはできなかった。

(エ) 調査の結果として当該滞納整理機構から本市に対し、次のような意見が提出されている。

- ・事実上破綻状態である。

- ・建物内を搜索したが、差押えが可能な財産及び債権が確認できる書類は発見できなかった。

- ・競売事件又は任意売却で不動産が売却された時点で執行停止を検討すること。

オ 当該案件の不動産に付随する債権の差押えの状況

(ア) 平成19年12月に差押えを実施している。

(イ) 当該債権は静岡県が差押えしており、これに本市が二重差押えを実施した。

県の徴収金が当該債権の配当により完納され、県が差押えを解除したことにより、本市に配当されるようになったものである。

(ウ) 差押え当時の当該債権の配当額は2件月額403,200円であったが、う

ち1件の債権については、契約が解除されたことにより喪失したため平成21年3月から月額245,700円となった。

(エ) 当該債権以外に債権が存在しないことを預金調査等により確認している。

(オ) 当該差押債権の配当により市民税の滞納分が平成20年7月に完納され、引き続き固定資産税の滞納分に充てていた。

(カ) 平成21年6月から平成22年5月までは当該差押債権に係る取立て及び配当は静岡地方税滞納整理機構が行い、本市に収入された後、固定資産税の滞納分に充当していた。

(キ) 当該債権に係る不動産が売却され、当該債権に係る契約が解除されたことにより、1件245,700円の当該債権は喪失した。

よって、平成23年9月に当該債権の差押えを解除した。

カ 不動産参加差押え解除の状況

(ア) 平成23年8月に本市に対し当該案件に係る滞納者から民間による任意売却が進められているという情報の提供及び差押解除の要請があった。

本市調査の結果、本市債権より優先する民間の債権が抵当権として3件で約16億円設定されていることを確認した。つまり、当該不動産が売却された場合、本市には配当がないという状況が明確であるということである。このことから、当該差押不動産の価格が滞納している固定資産税額を超える見込みがないため国税徴収法第79条第1項第2号の「差押を解除しなければならない」という規定に該当すると判断した。

(イ) 平成23年8月に民間による任意売却が成立し、市長決裁を得て当該差押不動産の差押えを解除した。

なお、差押え解除をしても本市の徴税権は消滅していないため、当該案件に係る滞納者に対し催告書を平成23年12月、督促状を平成23年10月及び平成24年1月に送付している。

(ウ) 平成23年8月に当該案件に係る滞納者が固定資産税の滞納分として金融機関窓口にて50万円を納付したことを確認した。

キ 滞納処分の執行停止の状況

(ア) 平成24年2月に決定し、同年3月末にその効力が発生している。

(イ) 平成24年2月に税務課において滞納処分執行停止検討会を開催し、当該案件が地方税法第15条の7第1項第1号に規定する「滞納処分をすることができる財産がないとき」という滞納処分の執行停止要件に該当し、当該案件に係る固定資産税を徴収することができないことが明白であったことから、同条第5項の規定に基づき執行停止後に直ちに納税義務を消滅させることを判断した。

(ウ) 当該案件については、8月に不動産が任意売却されたことにより、滞納処分することができる財産がないと判断した。

ク 不納欠損処分の状況

(ア) 市税の不納欠損処分は、全ての案件を毎年度末に一括して行っている。よって、当該案件についても他の案件と同様に平成24年3月に地方税法第15条の7第5項の規定に基づき不納欠損処分を行った。

(イ) 多額の市税を不納欠損処分したことに対し、市民感情として納得できないということについては理解するところである。しかし、法に照らし合わせたとき、滞納処分をすることができる財産がないことは明白で、かつ、平成22年度には静岡地方税滞納整理機構からも不動産が任意売却された時点で執行停止を検討するよう意見があったため、平成23年度に不納欠損処分を行わざるを得ない状況であり、それを行わないことは本市として法に基づく税務処理を怠ることであると判断した。

また、当該案件について更に市税の滞納額が膨らむよりも、不動産の任意売却が成立し、新たな納税義務者により適正に市税が納税されることが本市にとっては有益であると判断した。

第4 監査の結果

1 事実関係の認定

住民監査請求書、事実証明書及び請求人の陳述並びに関係職員の事情聴取、関係職員が提出した関係書類等を総合すると、次の事項が認められる。

(1) 当該案件の債権の徴収状況について

当該案件の債権の徴収状況については、平成10年度から平成23年度までの固定資産税及び都市計画税、調定額291,759,068円に対し、収納額が24,154,328円、収入未済額が267,604,740円であった。

※固定資産税は、市町村が、固定資産の所有者に対して課する普通税であり、賦課期日は毎年1月1日である。固定資産税は市税のなかで市民税とともに基幹的税目となっている。

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける都市計画区域内の土地又は家屋の所有者に対して課する目的税である。

賦課期日は固定資産税と同じ毎年1月1日で、固定資産税と併せて賦課徴収されている。

(2) 滞納整理対策の経過

ア 滞納整理の実施方針について

関係職員等の事情聴取から、税務課では、市税について、税負担の公平性の観点から、滞納は許さない、また、新たな滞納者を増やさないという気持ちで滞納整理を実施している。平成23年度については、滞納繰越分の収納率がここ数年低下しているため、滞納繰越分を重点的に実施、また、従来は高額滞納者を中心に実施していたが、滞納の多寡に関わらず、滞納

整理を進めたことから、平成23年度の滞納繰越分の市税収納率は前年度に比べ2.94ポイントの増となっていることがわかった。

イ 滞納整理の方法について

島田市税の滞納に対する特別措置に関する条例第2条（督促及び滞納処分）の規定によれば、「徴税吏員は、市税の滞納があったときは、島田市税条例、地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法においてその例によることとされた国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき、市税に係る督促及び滞納者の財産の差押え、換価、換価代金等の配当その他の滞納処分に関する手続を厳正に執行しなければならない。」とされている。

関係職員等の事情聴取によると、納期までに市税が納入されない場合、まず、期別ごとに督促状を送付、それでも納入されない場合は、年3回催告書を送付、その後、休日納税相談等を実施、催告書を送付しても納入等されない場合は、財産調査を実施、財産がある場合は、差押予告書を送付、その後納税指導などを行い、最終的に納入等されない場合は、差押えを実施、換価し税に充当しているという業務手順であった。当該案件の滞納整理の状況は以下のとおりである。

ウ 督促及び催告の実施について

固定資産税・都市計画税の平成21年度第1期分から平成23年度第4期分までの督促状送付の決裁文書を確認したところ、関係職員の事情聴取のとおり、督促状は、納期限後20日以内に滞納者に対し一斉に発送されており、通知には、当期分の未納額、督促手数料及び延滞金が発生する旨が記載されていた。平成23年度第1期から第4期までの発sender名簿により当該案件の滞納者についても送付されていることが確認された。

催告書について平成23年度送付の決裁文書を確認したところ、関係職員の事情聴取のとおり、年3回送付されており、通知には、徴収金額（催告書発送日までの未納税額、督促手数料、催告書発送日における延滞金額）が記載されていた。

平成23年度2回目の発sender名簿により当該案件の滞納者についても送付されていることが確認された。なお、平成23年度3回目については、平成24年2月に執行停止の決裁を受けているため、送付していないとのことであった。

エ 徴収猶予申請書の提出について

平成15年12月に当該案件の滞納者から、徴収猶予申請書が提出されている。（徴収猶予を受けようとする額は、固定資産税・都市計画税の平成10年度第1期～平成15年度第4期分、市民税の平成9年度～平成11年度、平成14年度～平成15年度分である。）

固定資産税・都市計画税の徴収権は、地方税法第18条第1項の規定により、5年が経過したところで時効により消滅するが、同法第18条の2及び

民法第147条の規定により、徴収猶予申請書の提出などによる債務承認や差押えなどにより、時効が中断される。

したがって、この徴収猶予申請による債務承認により、時効が5年延長されていた。

オ 不動産所有権及び地上権の参加差押えの実施について

税務課では、市税債権確保を目的として、当該案件の不動産所有権及び地上権の参加差押えを以下のとおり実施していた。

(ア) 平成11年1月に参加差押えを実施

平成10年度第1期～第3期分の固定資産税・都市計画税と平成9年度の市民税の債権（決裁文書 平成11年1月起案 総務部長決裁）

(イ) 平成18年1月に参加差押えを実施

平成10年度第4期～平成17年度第4期までの固定資産税・都市計画税と、平成10・11年度、平成14年度～平成16年度までの市民税の債権（決裁文書 平成17年12月起案 総務部長決裁）

カ 競売事件について

参加差押えした不動産について、平成15年、平成18年、平成20年に競売事件が起きている。

このうち、平成15年の競売事件については、平成16年に落札されているが、本市への配当はなく、平成18年及び平成20年については、競売事件は落札されていない。

上記のように、当該案件の債権については、競売事件が計3回起きているが、いずれも債権回収に至っていない。

キ 静岡地方税滞納整理機構への徴税権の移管について

本市は、平成20年6月から平成22年5月までの2年間、当該案件について、当該滞納整理機構に徴税権を移管している。

当該滞納整理機構は、静岡県と県内すべての市町が協力し、地方税の徴収が難しい滞納事案を共同して専門的に処理する広域連合である。

当該滞納整理機構では、移管された2年間に当該案件の滞納者との納税に係る折衝、預金の調査、保険の契約状況の調査、平成21年8月には島田市と合同で建物の搜索も行ったが、財産を見つけることができなかった。

当該案件の調査の結果、当該滞納整理機構から提出された意見の要旨は上記関係職員の事情聴取第3-3(3)エ(エ)に記載のとおりであり、当該滞納整理機構においても、当該案件の債権回収に向けた進展はなく、競売事件の終結または任意売却を待って、残額について執行停止を検討するよう意見が述べられている。

ク 不動産所有権及び地上権の差押解除について

平成23年8月に本市に対し当該案件に係る滞納者から、不動産の民間による任意売却が進められているとの理由により、参加差押え解除の要請が

あった。当該案件の不動産の状況を確認したところ、国税徴収法第79条第1項第2号「差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなつたとき」に該当するので、平成23年8月に参加差押え解除の伺書を起案、市長の決裁を経て当該案件の債権に係る不動産所有権及び地上権の参加差押を同月に解除した。

本市の債権よりも優先される抵当権が3件あり、その総額が競売事件における不動産の鑑定評価額を上回っていること、3回の競売事件があつたが本市への配当がなかつた、落札されなかつたという結果から、当該差押をしていても本市に配当が見込めないため、国税徴収法第79条の差押の解除をしなくてはならないという規定に該当すると判断したものである。

当該案件については、不動産売却等により財産がないと判断され、地方税法第15条の7第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止し、地方税法第15条の7第5項の規定により即時欠損処分を平成24年3月に行う旨の決裁も同時に行われている。

ケ 当該案件の不動産に付随する債権の差押え実施に伴う債権回収について

税務課は、当該案件の不動産に付随する債権の差押えを平成19年12月に実施、平成20年1月に県税徴収完納により配当金が生じ、まず、滞納されていた市民税に充当、市民税完納後に固定資産税・都市計画税の滞納分に充当していた。

コ 滞納処分の執行停止について

地方税法第15条の7第1項の執行停止について、市では、税務課長をはじめとする税務課職員等で組織する市税滞納処分執行停止検討会を年1回開催し、個々の案件について執行停止とするかどうかの判断を行っている。平成23年度は平成24年2月にこの検討会を開催している。(決裁文書 平成24年2月起案 総務部長決裁)

当該案件については、滞納処分執行停止調書の執行停止理由に「平成23年8月任意売却により財産全てなし。また、このことにより、23年8月執行停止及び即時欠損処理の市長決裁済。よって、執行停止、即時欠損処理。」と記載され、処理されていた。

サ 不納欠損処分について

不納欠損処分の手続については、本市財務規則第65条において、「主管の長は、歳入の未納金で免除その他の理由により欠損処分に付するものがあるときは、欠損処分調書を作成し、欠損処分調書を添えて、市長の決裁を経て会計管理者に通知しなければならない。」と規定されている。また、不納欠損処分は、島田市専決規程において部長の専決事項とされている。

市税の不納欠損処分は、地方税法第15条の7第4項、地方税法第15条の7第5項及び地方税法第18条により、消滅した債権について毎年、年度末

に処理されている。

シ 当該案件の不納欠損処分について

当該案件は、地方税法第15条の7第5項の規定に基づき、徴収権が消滅したため、島田市専決規程により総務部長の決裁を受け、平成24年3月末日をもって、不納欠損処分されていた。

また、本市財務規則第65条の規定による会計管理者への通知は、滞納繰越分、現年度分ともに行われていた。(滞納繰越分 決裁文書 平成24年3月起案 同月市長決裁) (現年度分 決裁文書 平成24年5月起案 6月市長決裁)

本請求に係る不納欠損処分数額は、上記(1)に記載したとおり、平成10年度から平成23年度までの固定資産税及び都市計画税の収入未済額267,604,740円であった。

第5 監査委員の判断及び結論

当該案件とした不納欠損処分数額267,604,740円について、違法・不当に公金の徴収を怠る事実があるかどうか、また、本市に損失を与えたかどうかを監査対象として実施した。その結果、次のとおり判断する。

1 当該不動産の参加差押解除について

差押えの解除については、上記関係職員の事情聴取第3-3(3)カのとおり、当該案件に係る滞納者から当該案件に係る不動産の任意売却をするため解除の要請があったことによるが、その時の調査によれば、本市債権より優先する民間の多額の債権が抵当権として設定されていることが判明した。このことにより、国税徴収法第79条第1項第2号に基づき判断すると、差押財産の処分予定価額が、本市の徴収金に優先する債権額に充て残余を得る見込みがないことが明らかであり、差押えを解除したことは違法・不当な行為とはいえないものと判断する。

また、任意売却に伴う配当として50万円が本市に納入され、当該案件の滞納分として納付されたことについては、本市債権より優先する多額の債権が3件ある中で、競売では配当が見込めないことを考慮すると妥当な金額であると考ええる。

2 当該案件の地方税法に定める滞納処分の執行停止の要件について

地方税法第15条の7第1項第1号の規定において、滞納者が無財産である等一定の要件を具備するときは、滞納処分の執行停止をすることができるとは、滞納者の申請に基づかないで、地方公共団体の長が職権をもって執行の停止ができることをいうものである(平成元年10月1日自治税企第41号自治省税務局長通達)となっている。

滞納処分の執行停止を決定した日(平成24年2月)以前の当該不動産差押解除を決定した時(平成23年8月)の調査において、当該案件滞納者から徴収で

きる財産が無いことが判明していたこと、また、平成23年8月に当該案件に係る不動産が任意売却され、その所有権が他者に移ったことにより、当該案件に係る財産は全てないことが明らかであった。したがって、滞納処分の執行停止の要件に該当すると解し、違法・不当な行為には当たらないと判断する。

3 当該徴収金の地方税法の消滅事項と不納欠損処分について

滞納処分の執行を停止した場合において、地方団体の徴収金を納入する義務については、執行の停止が3年間継続したとき消滅する(地方税法第15条の7第4項)、あるいは徴収することができないことが明らかであるときは直ちに消滅させることができる(地方税法第15条の7第5項) ことになっている。

上記第5-2で述べたとおり当該案件については全く財産が見当たらないことが明らかであることから3年間を待つことなく直ちに消滅させたことは違法とは認められないものと判断する。

当該案件の不納欠損処分とは、地方税法第15条の7第5項に基づき徴収し得なくなった税債権を直ちに消滅させたものを会計上整理する処理であり、本市の財務規則第65条に基づき適正に行われたものと判断する。

4 島田市税の滞納に対する特別措置に関する条例第2条(督促及び滞納処分)及び第3条(滞納者に対する措置)の実施について

固定資産税の徴収に関する法令については、次のとおりであった。

(1) 固定資産税は、固定資産の所有者に課する。(地方税法343条第1項)

※市には課税義務があり、当然所有者には納税の義務がある。

(2) 納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。(地方税法第371条第1項)

(3) 滞納者が督促状を発した日から10日を経過した日までに徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならない。(地方税法第373条第1項第1号)

(4) 徴収を目的とする徴収金の地方税の徴収権は、5年間行使しないことによって、時効により消滅する。(地方税法第18条第1項)

(5) 地方税の徴収権の時効が中断するとき(地方税法第18条の2、民法第147条)

ア 督促状を発した日から10日を経過した日まで

イ 差押え、仮差押え又は仮処分を行ったとき(滞納処分の終了または差押えの解除までの期間)

ウ 債務承認を行ったとき(一部納入、期限後申告、徴収猶予の申請または納付誓約書の提出があったとき)

(6) 氏名の公表

市長は必要があると認めるときは、滞納者の氏名等を公表することができる。(島田市税の滞納に対する特別措置に関する条例第3条第2項)

以上のような規定から、当該案件の徴収に怠る事実があるかどうかについて判断をした。上記監査の結果第4-1(2)のとおり、督促状及び催告書の定期的

発送、徴収猶予申請書の提出、財産差押による滞納処分をそれぞれの法令に基づき実施している。また、これらを行ったことにより時効の中断がとられていた。さらに、地方税の徴収が困難な事案として専門的に処理をする静岡地方税滞納整理機構への移管を通常1年間のところ2年間実施していた。氏名の公表については、当該案件に係る滞納者は悪質とは考えにくいいため、市長が必要と認めるに該当しないと考える。

次に、競売については3回行われたが、1回目は本市への配当なし、2・3回目は落札されず競売の取り下げがされていた。

これらのことから滞納整理対策にかかる事務手続きはすべて法令等に基づき実施されているため、当該案件の徴収に怠る事実は認められなかったと判断する。

5 本市の損失と是正措置について

請求人は、平成23年度末に不納欠損処分を行ったことにより、市に損害を与えたと主張するが、上記監査の結果第4-1(2)サ・シのとおり、当該案件の不納欠損処分は地方税法第15条の7第5項に該当する税債権を直ちに消滅させたものを会計上整理する処理で財務規則第65条に基づき行ったものであり、違法・不当は認められないと判断する。

したがって、本措置は、請求人の主張する当該措置が市に損害を与えたという論拠にはなり得ないと判断する。また、請求人は責任を有する市長に、市に対し損失を補填させる等、しかるべき是正をすることを求めているが、以上のように市の損失は認められないため、措置する必要もないものとする。

6 新たな税収の確保について

当該案件については、固定資産税の未納額が累積増加するのみで回収の見込みがない債権を保持し続けるよりも、新たな所有者からの税収に結びつけた結果から見ても本市の措置は妥当と考える。

7 市民病院の移転に係わる当該案件の関わりについて

(事実証明書3についての判断)

本資料は相手方Bの意向、地権者の動向、市民病院の移転先等が、この時点で確定されていない状況下、市長の今後に対する思い入れ、個人の考え方を述べたもので、公人の立場にある市長の発言としては慎重さを欠き、軽率のそしりは免れないものの、文中の数値等についても正確性を欠いており、本請求に対する事実を証する書類としては採用しがたい。

<結論>

以上のことから、本案件固定資産税不納欠損処分については、違法又は不当にその徴収を怠る事実は認められず、市に損害を与えたと判断できない。

よって、請求人の主張には理由がないので、請求人が求める措置の必要を認めない。

なお、監査委員には、地方自治法第198条の3第2項に「監査委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と規定され、守秘義務が課せられていることから、監査の実施に伴う詳細な確認事項を記載することは差し控えた。